

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

産 業 建 設 委 員 会 記 録

平成29年12月19日（火）
第 4 委 員 会 室
11時31分～11時38分

【委 員】 岡本委員長、串崎副委員長
三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】 近重副市長

（産業経済部）田村産業経済部長、坂田農林振興課長（併農委事務局長）、佐々本農林振興課副参事

（金城支所） 吉永金城支所長、畑金城支所産業建設課長

（旭支所） 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

（弥栄支所） 細川弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

（三隅支所） 斎藤三隅支所長、永井三隅支所産業建設課長

【事務局】 鎌原書記

議 題

1 同 意 第 13 号 浜田市農業委員会委員の任命について

2 その他

【議事の経過】

〔 11 時 31 開議〕

岡本委員長

ただいまから産業建設委員会を開催いたします。出席議員は7名で定足数に達しています。本日は弥栄支所長が欠席と聞いています。

傍聴の方に申し上げます。本委員会のビデオ撮影については、浜田市議会委員会傍聴規程第5条傍聴人の写真・映画等の撮影の禁止規定により、委員長として許可しないこととします。委員の皆さんよろしいでしょうか。

（ 「はい」という声あり ）

異議なしと認めます。では議題に移ります。

1. 同意第13号 浜田市農業委員会委員の任命について

岡本委員長

議題1について、執行部から補足説明はありますか。

（ 「ありません」という声あり ）

では委員から質疑を受けたいと思います。委員から質疑はありますか。

笹田委員

反対させてもらったので言わせていただきますが、委員会の方で江津さんや大田さんは過半数にいてないと。益田はいつていると。そういった努力が必要ではないかと私は思いました。結局、意見ありました、認定農業者さん忙しいと。でも忙しくてもされる方もおられるわけですよ。そういった意味では、今後浜田の農業を推進していく上では、やはり最低過半数は、そういった取り決めがある中で農業委員をやっていくべきだと考えています。今回はこれ変わることがないので、1回反対したものを賛成するわけにいかないのでも反対させていただきますが、今後の課題としてしっかり考えて、活かしていただきたいと思います。僕の仲間でも新たに農業したいという子も何人かいますので、そうすると農地転用だとか借用だとかすることに関して言えば、農業委員の力が大変ウェイトを占めるので、そういった意味でもお願いしておきたいと思います。それについて何かあれば。

産業経済部長

笹田委員のご指摘のとおりだと思っています。農業委員制度が改正され、ますます耕作放棄地や農地の集積が求められる法律になってまいりました。そういう中で耕作放棄地等の課題を解決していくためには、担い手となる認定農業者の方が農業委員になっていただいて、その上で課題解決していくことが一番近道だと思っていますし、そういう意味では過半数に至らなかったことは我々も残念に思っています。今後、認定農業者の拡大に向けて、また農業委員の委員構成の中でも過半数になるように努力していきたいと思っています。

牛尾委員

この名簿の中に、旭町の梨園の経営に関係される方がおられるんですか。

産業経済部長

梨園を経営されている方は、旭の農業委員の中にはおりません。

牛尾委員

今年の3月議会で広大な梨園を再度買い上げて手を入れて、新規就農にするという梨団地の関係でも、一千数百万突っ込んでやるという事業を認定しているんだけど、そういう流れの中で言えば、果樹関係の中から1人ぐらいお出かけになってもおかしくない感じがします。そこまで力

を入れてやっているわけですから。

今回この名簿を見させてもらった時に、年齢構造上の歪があるなと思うんです。バランス的に考えて。それは多分、30年代、40年代前半が少ないというのは、それだけ農業に本気で精進しておられるので、そこからこういう所へ出かけるよりは自分の農業に専念した方が良いでしょうというお考えからお出かけになっていないのかなという感じもするのだが、年齢構造上の歪というのは執行部はどのようにお考えですか。

農業委員会事務局長

この年齢、やはり差があると思います。実際に今制度が変わった段階で若い方にもどんどん入っていただいて、技術を継承してもらうことが非常に大事だと思うので、今後引き続き、若い方をもっと主力として農業委員さんお願いできればと思っています。その辺は課題だと充分認識しています。

牛尾委員

是非人材を繋ぐような農業委員を、トータルバランスで是非出していただければ。この推薦の方がどうこうではなくて、今後の考え方として是非考えていただきたいなということを、要望として付しておきます。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ではこれより採決を行います。採決は委員会条例の規定により、問題を可とすることでお諮りします。

本案は原案のとおり同意すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手 》

岡本委員長

挙手多数で、同意すべきものと決しました。

2. その他

岡本委員長

議題2その他に移りますが、何かありますか。

(「なし」という声あり)

ないようなので終わります。

以上で産業建設委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。委員長報告については只今から正副委員長で作成し、皆さんに目を通していただき、よろしければ議場に配布したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では、以上で産業建設委員会を終了いたします。

[11 時 38 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに産業建設委員会会議録を作成する。

産業建設委員長 岡本 正友 印